

小野商工会館ご使用の際の注意事項

会館をご使用していただくにあたりまして、下記の事項を遵守ください。使用にあたっては、職員及び管理人の指示に従ってください。

記

1. 遵守事項

- (1)会場のご使用は申請書の内容に従ってご使用ください
(申請書記載内容と相違する使用をされた場合は直ちに使用を中止させていただきます)
- (2)会場の使用時間には、準備並びに後片づけの時間も含まれます
- (3)危険物・爆発物等の持ち込みは厳禁です
- (4)使用中に発生したゴミ・廃棄物等は必ずお持ち帰りください
- (5)施設の諸設備・備品等を汚損・破損または紛失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償していただきます
- (6)館内はすべて禁煙です。喫煙場所(各階ベランダ)をご利用ください
- (7)不時の災害に備え非常出口・消火設備の位置・誘導方法を前もって確認してください
- (8)建物管理上必要と認めた場合は、職員が入室することがありますので予めご了承願います
- (9)ご使用後は、必ず原状復帰をお願いいたします(貸室内に配置図がございます)
- (10)マイク(3階中会議室・4階大会議室)、プロジェクタ等の備品は使用後に事務所に返却ください
- (11)会場使用の当日は使用前と使用後は事務所までお越しください
- (12)駐車場は限りがありますので大規模な集会等で使用いただく際、お車での来場者が多数予想される場合は、できるだけ公共交通機関の利用や乗り合わせにご協力をお願いいたします。
- (13)広報(チラシ・パンフレット・新聞等)を行う際は当所の電話番号・FAX番号等の記載はご遠慮ください

2. キャンセル料

使用申込の取消は使用料の入金の有無にかかわらずキャンセル料が発生します。台風・大雨・地震・降雪等の天災の事由によりキャンセルされる場合もキャンセル料の対象になりますので、キャンセル等は主催者側でお早めに判断してください。

ご予約を取り消された場合は、次のとおりキャンセル料が発生します。

- (1)使用予定日の30日以内のキャンセル……使用料合計額の50%
- (2)使用予定日の10日以内のキャンセル……使用料合計額の80%
- (3)使用予定日当日のキャンセル……使用料合計額の全額

但し、既納された使用料は、上記のキャンセル料を差し引き還付します。

3. 使用の制限及び中止

使用の許可後または使用中であっても、次の各項のいずれかに該当する場合は許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。

- (1)公序良俗に反する恐れがあると認めるとき
- (2)騒音等で他の人に迷惑が及ぶ恐れがあると認めるとき
- (3)会館の施設、設備、器具等を損傷する恐れがあると認めるとき
- (4)暴力行為排除の趣旨に反すると認めるとき
- (5)その他、小野商工会議所が適切でないと認めるとき

4. 譲渡及び転貸の禁止

使用者は会議室等の使用権を第三者に譲渡または転貸することはできません。

5. 免責

会場に搬出された商品・物品等の管理・保全是使用者が行ってください。盗難・紛失・汚損・毀損、あるいは火災・天災による損害について当所は一切責任を負いません。また使用者が第三者の所有物を汚損、毀損または紛失したときは、使用者の責任にて損害を賠償するものとし、当所は一切賠償の責任を負いません。

※その他、不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください

小野商工会議所
住 所： 兵庫県小野市王子町800-1
T E L： 0 7 9 4 - 6 3 - 1 1 6 1
F A X： 0 7 9 4 - 6 3 - 3 4 6 0